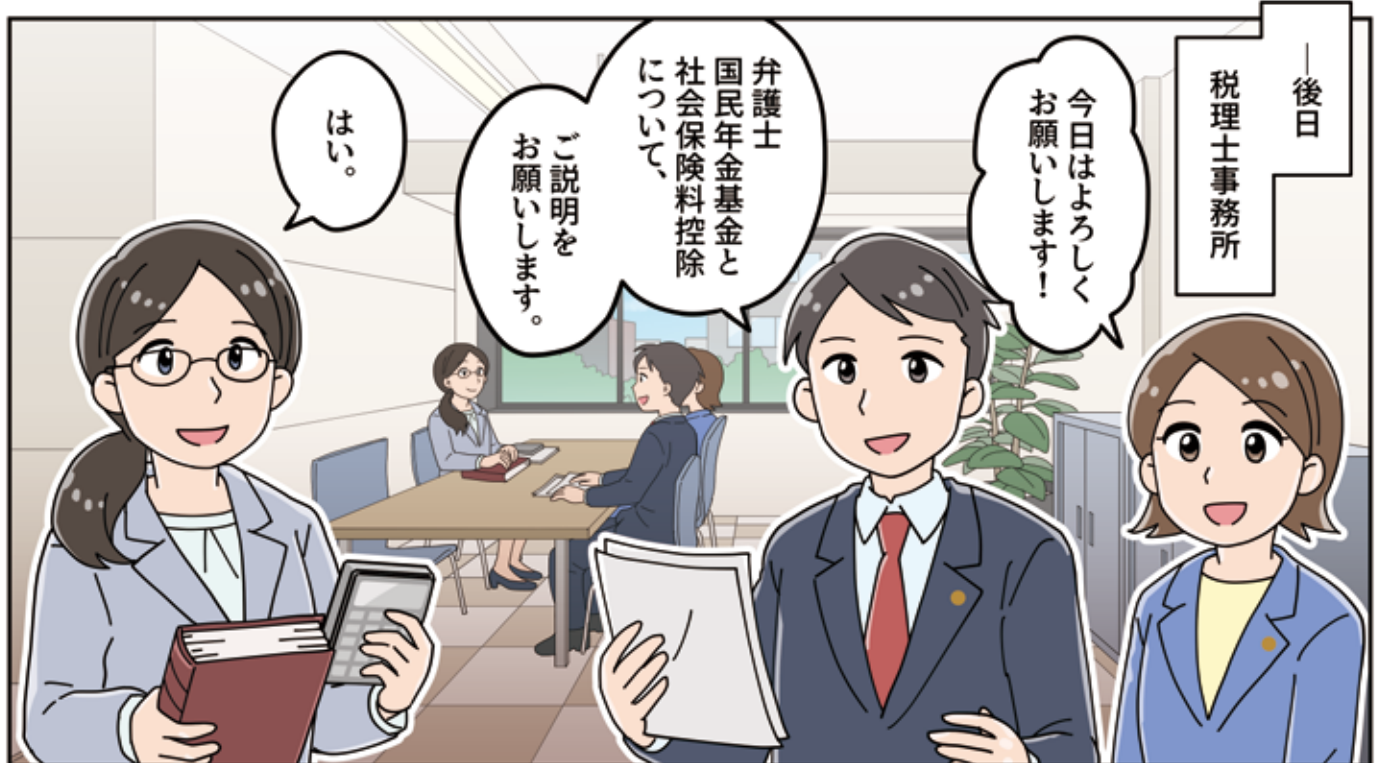


弁護士国民年金基金の 大きな節税効果

税制上のメリットも生かして年金積立





弁護士
国民年金基金
加入!!

通常

掛金60万円
課税所得540万円

課税所得600万円

例えば課税所得600万円、
年間60万円支払っていると...

概算納税額 1,206,202円

概算納税額 1,388,722円

概算節税額 182,520円

こうした掛金の
全額控除は、
生命保険会社等の
個人年金にはない
大きなメリットです。

なるほど!!

課税所得金額	所得税 復興特別所得税 住民税 を合算した税率
195万円を越え、330万円以下	20.21%
330万円を越え、695万円以下	30.42%
695万円を越え、900万円以下	33.483%
900万円を越え、1800万円以下	43.693%
1800万円を越え、4000万円以下	50.84%
4000万円超	55.945%

こちらは、
節税額の目安の計算のため、
各税率をまとめた表です。*

*所得税等の算定には
控除額の計算が必要です。

はい!

課税所得が多くて
税率が上がれば、
さらに節税に
なりますよ。

配偶者分も控除
できるとなると、
最大で2倍の
節税になる
ということですね?

2倍分!!

あの人は
どれくらい
?

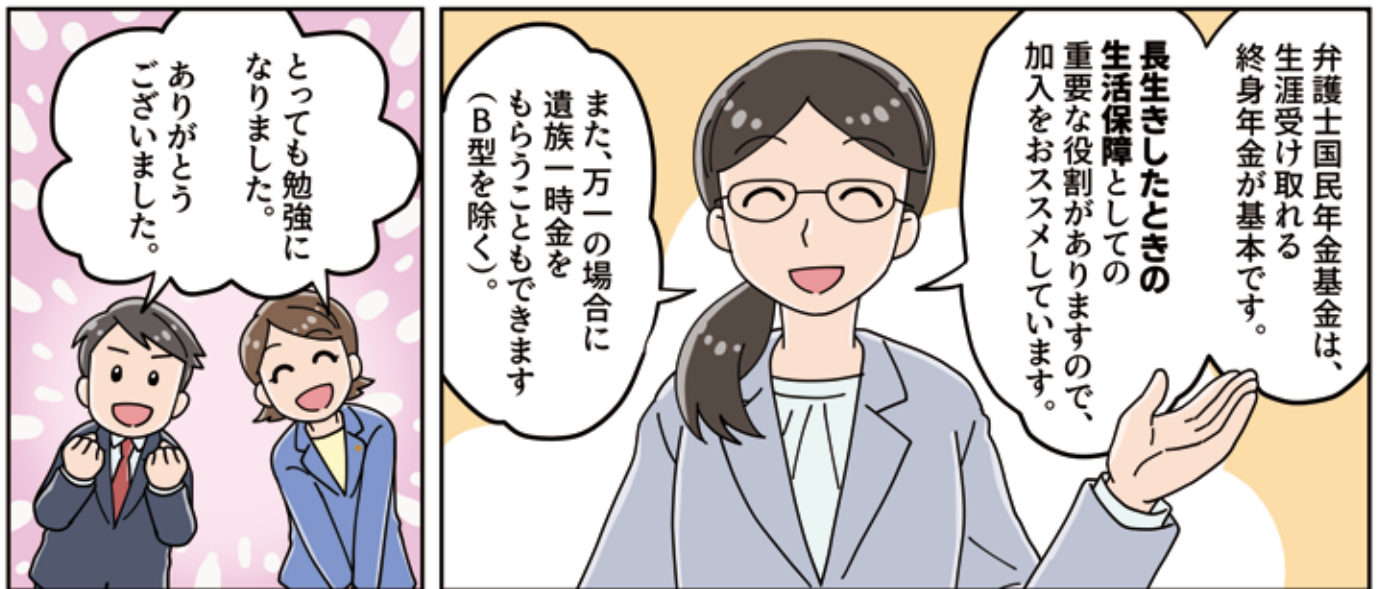
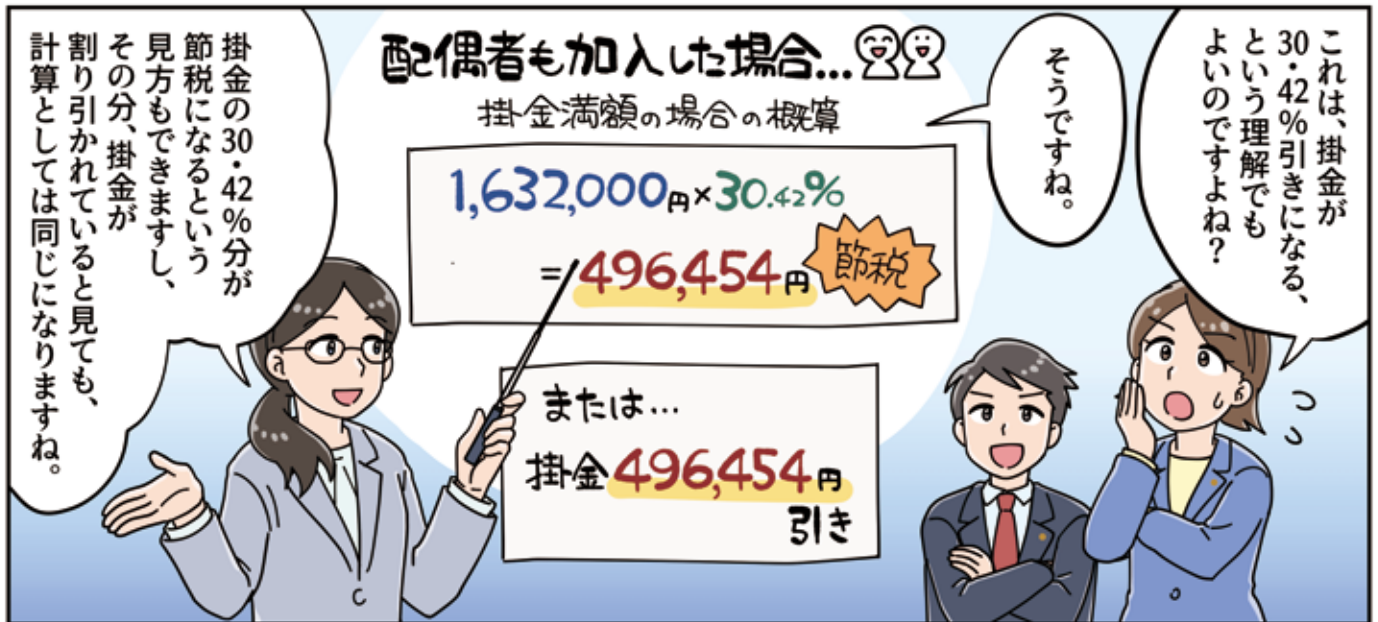
配偶者も
国民年金であれば
弁護士国民年金基金に
加入できるのですね?

配偶者は弁護士の
業務補助者(専従者)
として加入でき、
弁護士が配偶者分の
掛金も支払えば、
掛金は全額
社会保険料として
所得控除できます。

夫婦でおトク!!

この点は
イデコとは異なる
大きなメリット
と言えます。

夫婦と一緒に
加入することをお
勧めします。



本資料の著作権は日本弁護士国民年金基金に帰属しますので、複製、転載、公衆送信等一切の無断転載その他の利用を固く禁止します。

お問い合わせ先

日本弁護士国民年金基金
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階
TEL 03-3581-3739
FAX 03-3581-3720

日本弁護士国民年金基金ホームページ
<http://www.bknk.or.jp/>

